

介護保険システム等標準化検討会
ベンダ分科会（第1回）
令和4年11月2日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 第1回ベンダ分科会

実装必須から標準オプション への変更について

令和4年11月2日
事務局提出資料

実装必須から標準オプションへの変更に関するご意見を踏まえた検討事項

No	ご意見の内容	検討事項
1	改修ボリュームの肥大化／パッケージ開発期間の長期化により、現地でのパッケージ適用期間の圧迫・複数プロジェクトの輻輳・SEリソースの不足により、2025年度末までの移行が完了できないユーザが出る可能性がある。 <u>1741団体がマストとなる要件以外(便利機能、あったらよい機能、内部帳票等)で実装必須になっているような要件は標準オプションへの切り替えも検討してほしい。</u>	<ul style="list-style-type: none">○ ご意見の内容(マスト要件以外の標準オプション化の検討)について、必要性や必要であれば具体的な要件等について検討したい。○ デジタル庁によれば、「<u>過剰な機能</u>」について、年内を目途とした点検となっているため、点検を踏まえて、年明け以降に必要な検討や3月の改定が想定される。 ⇒デジタル庁からコメントがあればお願いしたい。

(便利機能に関する参考)

便利機能は、例えば、以下のような機能が考えられる。

- ①所得要件等の自動判定 ②一括登録処理 ③有効期間の自動設定

いずれも、指定都市を含む大都市にとっては事務が回らない、誤入力のリスクが増える等により必要とされる機能と考えるため、自治体との合意形成のハードルは高いと考えられる。また、上記①～③に記載している機能以外で候補となる機能があればご意見を頂戴したい。

(内部帳票に関する参考)

介護保険システム標準仕様書【第2.0版】の(別紙4)帳票レイアウトにて定めている213帳票に関しては、外部向け(被保険者、事業者、国保連合会、他市町村等)の帳票のみを定めている認識であるため、第2.0版において実装必須機能として定めている帳票のうち、検討すべき帳票があればご意見を頂戴したい。

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

- 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしてはどうか。

<2022年度における取扱い（案）>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。（デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。）
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

この部分